2023年度
第６回業務委員会
資料№3

経過措置指定団地の2023年12月解除並びに2024年3月及び6月解除見込み

2024年3月6日

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2023年6月	2023年12月1日	2023年12月1日（2023年11月生産動態統計BASE）			2024年3月1日	2024年3月1日見込（2023年12月生産動態統計BASE）			2024年6月1日	2024年6月1日見込（2023年12月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−4 2.0%	*0* 0 0 0.0%	*1* 337 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 337 5.3%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 337 5.3%	*0.6%* 2 0.3%	339 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−32 16.2%	*0* 0 0 0.0%	*1* 571 9.0%	*3.7%* 22 2.7%	593 8.3%	*0* 1 2.6%	*1* 572 8.9%	*3.5%* 21 2.7%	593 8.3%	*0* 0 0.0%	*1* 572 8.9%	*3.5%* 21 2.7%	593 8.3%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−90	*0* *2* 0 0.0%	*47* 1,575 24.7%	*21.9%* 441 54.4%	2,016 28.1%	*9* *17* 12 30.8%	*39* 1,588 24.8%	*21.3%* 429 55.6%	2,017 28.1%	*0* *2* 2 66.7%	*37* 1,590 24.8%	*21.2%* 427 55.5%	2,017 28.1%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−4 2.0%	*3* *2* 3 33.3%	*25* 561 8.8%	*14.2%* 93 11.5%	654 9.1%	*2* *6* 4 10.3%	*21* 565 8.8%	*13.6%* 89 11.5%	654 9.1%	*0* *1* 0 0.0%	*20* 565 8.8%	*13.6%* 89 11.6%	654 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−22 11.1%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 269 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−39 19.7%	*0* *5* 5 55.6%	*19* 815 12.8%	*16.9%* 166 20.5%	981 13.7%	*2* *6* 16 41.0%	*15* 830 12.9%	*15.3%* 150 19.4%	980 13.6%	*0* *2* 1 33.3%	*13* 831 13.0%	*15.2%* 149 19.4%	980 13.6%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−41 20.7%	*0* *0* 0 0.0%	*8* 575 9.0%	*2.7%* 16 2.0%	591 8.2%	*0* *2* 1 2.6%	*6* 576 9.0%	*2.5%* 15 1.9%	591 8.2%	*0* *2* 0 0.0%	*4* 576 9.0%	*2.5%* 15 2.0%	591 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−1 0.5%	*0* *3* 1 11.1%	*0* 334 5.2%	*5.1%* 18 2.2%	352 4.9%	*0* 0 2.6%	*0* 335 5.2%	*4.8%* 17 2.2%	352 4.9%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 335 5.2%	*4.8%* 17 2.2%	352 4.9%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	4 −2.0%	*1* *3* 0 0.0%	*24* 1,121 17.6%	*4.4%* 52 6.4%	1,173 16.3%	*1* *14* 4 10.3%	*11* 1,125 17.6%	*4.1%* 48 6.2%	1,173 16.3%	*0* *1* 0 0.0%	*10* 1,125 17.5%	*4.1%* 48 6.2%	1,173 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	31 −15.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 212 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	213 3.0%	*0* 0 0.0%	*0* 212 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	213 3.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 212 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	213 3.0%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率=−2.7%＞ 7,380 100.0%	−198 54.5%	*4* *15* 9 100.0%	*125* 6,370 100.0%	*11.3%* 811 100.0%	7,181 100.0%	*14* *45* 39 100.0%	*94* 6,410 100.0%	*10.7%* 772 100.0%	7,182 100.0%	*0* *8* 3 100.0%	*86* 6,413 100.0%	*10.7%* 769 100.0%	7,182 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

*赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）

*赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　６　年　２　月　２　６　日
経済産業省　電力･ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和５年度第２四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力･ガス取引監視等委員会において、令和５年７月から９月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者･供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　５事業者　５供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　７８事業者　１４３供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

　対象事業者から、令和５年７月から９月までの期間（以下「本件対象期間」といいます。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集しました。

２．調査の結果

　本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証･確認を行った結果、合理的でない値上げは認められませんでした。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力･ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　下津
総合監査室長　伊藤
担当者：安原、牛島
電　話：03-3501-1552（直通）

2023年度
第６回業務委員会
資料№5

ガス小売契約（約款）の変更

2024年2月28日

（一社）日本コミュニティーガス協会

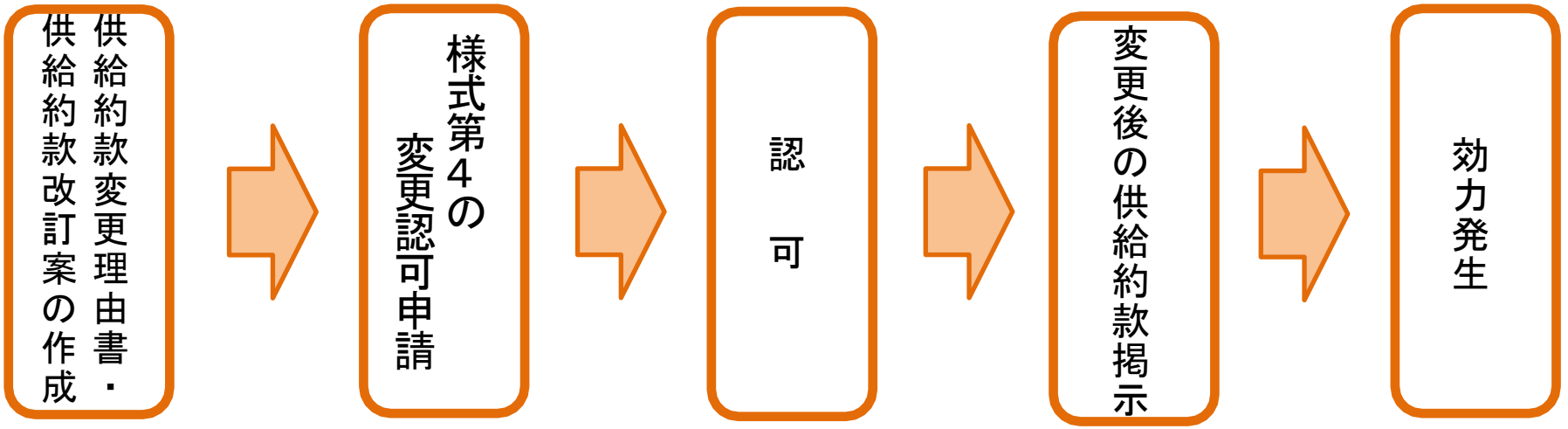
本日の講習の内容

- １．約款変更手続きの経過措置団地との違い
- ２．法第14条（供給条件の説明等）の遵守
- ３．法第15条（書面の交付）の遵守
- ４．協会として変更をお勧めしない条項
- ５．変更が検討される主な項目
- ６．経過措置団地における供給地点増加申請手続き

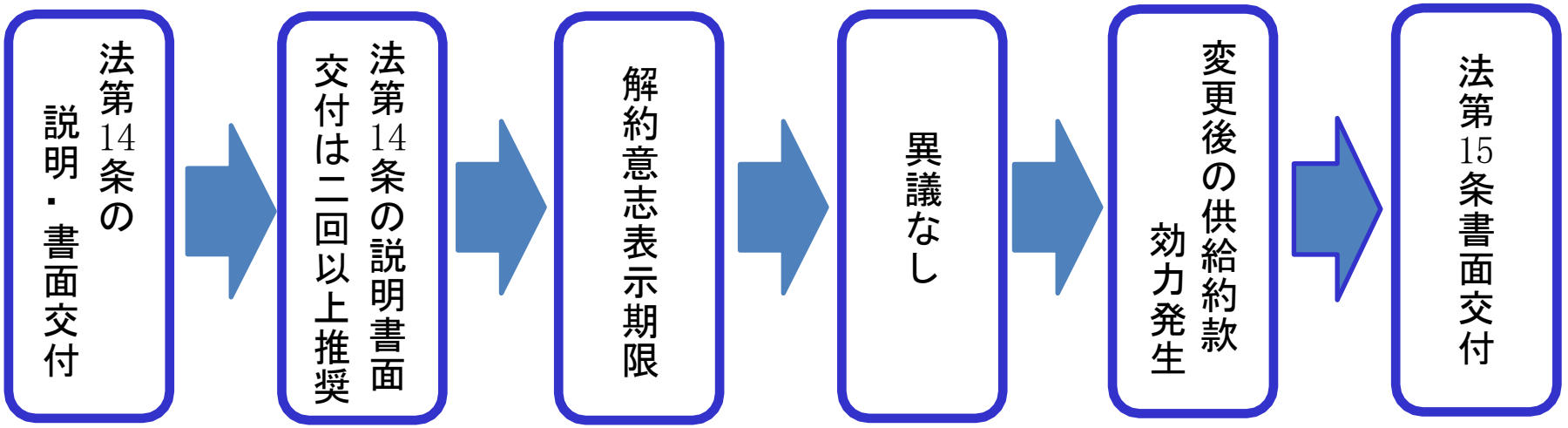
1．約款変更手続きの経過措置団地との違い

◆ **経過措置団地の場合**

標準処理期間4週間　　10日間以上の公示



◆ **自由化団地の場合**



2. 法第14条（供給条件の説明等）の遵守①

- 法第14条の説明・書面とは？
 - （1） 需要家に向けての約款変更の申し入れ
 - （2） 説明及び書面に記載すべき事項
 - （変更するものについて行えば足りる）
 - ① 変更の趣旨
 - ② 変更の効果
 - a) 需要家のメリット
 - b) 需要家のデメリット
 - ③ 変更事項の対比表
 - ④ 変更の効力発生日
 - ⑤ 変更を拒否する場合の連絡期日・影響

（参考）ガス事業法第14条第1項

- **（供給条件の説明等）**
- **第十四条**　ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（第百六条の三を除き、以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

- **第十四条（概略）**

 「ガス小売事業者等」は、
 小売供給を受けようとする者と
 小売供給契約の締結しようとするときは、
 当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、
 その者に説明しなければならない。

（参考）ガス事業法施行規則第13条第3項

- **３　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合**

（次項（＝法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合）に規定する場合を除く。）

における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。

ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

（参考）ガス事業法施行規則第13条第4項

- ４　ガス小売事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）

における法第十四条第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該**変更しようとする事項の概要**について行えば足りるものとする。

ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

3. 法第15条(書面の交付)の遵守

- 法第15条の書面とは？

(1)　需要家に向けての変更後契約書の交付
　　(約款変更の通知)

(2)　書面に記載すべき事項

①　ガス小売事業者の氏名又は名称
②　ガス小売事業者の住所
③　ガス小売事業者の登録番号
④　契約(変更)年月日
⑤　**当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項**

(変更するものについて行えば足りる←事前の承諾が前提)

(3)　交付の時期…「遅滞なく」

（参考）法第15条（書面の交付）第1項

- **（書面の交付）**
- **第十五条**　ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 一　ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二　契約年月日
- 三　当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

第十五条　＜概略＞

ガス小売事業者等は、
小売供給を受けようとする者と
小売供給契約を締結したときは、
遅滞なく、
その者に対し、次に掲げる事項を記載した
書面を交付しなければならない。

一　ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所
二　契約年月日
三　当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて
　　経済産業省令で定める事項

（参考）ガス事業法施行規則第14条

- （書面の交付） ＜概略＞
- 第十四条
- 1 （法第15条の書面の交付を行わなくても良い場合の定め）
- 2 法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 当該ガス小売事業者の登録番号
- 二 （略：媒介等）
- 三 前条第一項第三号から第二十七号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（略）
- 四 供給地点特定番号（小売供給を受けようとする者の需要場所を特定することができる番号をいう。（略））
- 3 ガス小売事業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合 （略）
- 4 ガス小売事業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合 （略）
- 5 （情報通信の技術を利用する方法で経済産業省令で定めるものを示す。）
- 6 5に基づいて提供した場合においても、小売供給を受けようとする者から求めがあったときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するように努めなければならない。

4. 協会として変更をお勧めしない条項

- ① Ⅰ-1. **適用**（約款の適用範囲を定めるものです。）
- ② Ⅰ-3. 用語の定義
- ③ Ⅰ-4. 日数の取り扱い

（②・③）定義変更不可。項目追加は可。理解の前提です。

- ④ Ⅲ-12.(7) ガスメーターの設置
 （ガス事業法解釈の原則です。）
- ⑤ Ⅲ-13. (1) 内管及びガス栓の所有区分
 （Ⅶ-38.-(1)との関係）
- ⑥ Ⅶ 保安 （適正な保安業務を行うために
 需要家に承知していただきたい事項）

5. 変更が検討される主な項目と例

＜注意＞　次ページ以降に記載されている変更例はあくまでも一例であり、協会として推奨するものではありません。

- ①　ガス小売供給約款および変更の掲示等
- ②　定例検針日の規定
- ③　料金表
- ④　早収料金及び遅収料金の設定
- ⑤　その他ご負担いただく費用
- ⑥　単位料金の調整
- ⑦　保証金
- ⑧　料金の支払方法

5-① ガス小売供給約款および変更の掲示等（例）

【改定前】

２．⑴ 当社は、この小売約款を、当社の本社、支社、営業所及び当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）に掲示いたします。

【改定後】

２．⑴ 当社は、この小売約款を、当社の本社、支社、営業所及び当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）に掲示し、当社のホームページにも掲載いたします。

5-② 定例検針日の規定（例）

【改定前】

- １６(1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月１度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。

【改定後】

- １６(1) 当社は、毎月月末日に通信システムを使用して、当月分の定例検針を行います。
 - ① 月末日が当社の休日に当たる場合には、翌営業日に通信システムを使用して検針を行い、前月末の検針値とします。
 - ② 通信システムのトラブル等により検針値を得られなかった場合には、復旧を待ってただちに検針を行い、前月末の検針値とします。またトラブルの状況によっては、担当者がお客様の承諾を得て、供給施設の場所に立ち入らさせていただき、検針を行い、前月末の検針値とします。

5-③ 料金表の改定（例）

【改定後】

① 変更の趣旨　ご存じのとおり、〇〇〇等諸物価の高騰を受け、やむなく料金を改定させていただきたい。

② 変更の効果

＜ a）需要家のメリット　（なし）　b ）需要家のデメリット ＞

（記載例）平均使用量　1軒あたり12㎥／月の場合　〇〇〇円／月の値上げ

③ 変更事項の対比表　新旧料金を対比した料金表

④ 変更の効力発生日　2024年✖月１日

ただし、前月から引き続き契約を継続されているお客様は、（✖+1）月の定例検針日より新料金を適用します。

⑤ 変更を拒否する場合の連絡期日・影響

本変更にご賛同いただけない場合には、2024年（✖-1）月末日までに、当社担当部署あて、電話もしくはメールにてご連絡願います。

5-④-1　早収料金及び遅収料金の設定（例）

【改定前】

22.料金の算定及び申し受け

－　料金の種類　－

(1)　　(略）

－　早収料金　－

(2)　　(略）

(3)　　(略）

－　早収料金の算定方法　－

⑷　当社は、別表第3-1の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12⑺なお書きの規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの指示値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個とみなして、早収料金を算定いたします。（⑺及び⑻の場合も同様といたします。）

次項に続く

5-④-2　早収料金及び遅収料金の設定（例）

【改定後】

22.料金の算定及び申し受け

「－　料金の算定　－(1)」及び「－　早収料金　－(2)～(3)」を削除

－　料金の算定方法　－

(1)　当社は、別表第3-1の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし、12(7)なお書きの規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの指示値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個とみなして、料金を算定いたします。((7)及び(8)の場合も同様といたします。)

上記のほか

(5)～(8)の「早収料金」を「料金」に変更。

22.　(9)を削除　「－　端数処理　－」を(9)とし、以降順次繰り上げる。

新(9)の「早収料金及び遅収料金」を「料金」に変更。

「30.遅収料金の支払方法」全文を削除。

目次、附則、別表3，4、5の「早収料金」を「料金」に変更。

別表3の2．(3)を削除。

5-⑤ その他ご負担いただく費用（例）

【改定前】 該当規定なし

【改定後】



- ― その他ご負担いただく費用 ―
- ⑬ 当社は、以下についてお客さまから申出があった場合に、次にそれぞれ記載した額を負担して頂くこととし、料金と合せてお支払いいただきます。
 - ① 請求書発行手数料：＿＿＿円（税込）/月
 - ② 振込用紙発行手数料：＿＿＿＿円（税込）/回
 - ③ 契約の解除時に解約事務手数料：　　円（税込）/回
 - ④ 割引契約（　　プラン）の違約金
 - 割引適用開始日の次の定例検針日から　か月以内に「　　プラン」契約の解除の申出、又はガス小売供給契約の解除の申出があった場合、
 円（税込）

5-⑥-1　単位料金の調整　（例【改定前】-1）

- 23. 単位料金の調整
- ⑴　当社は、毎月、⑵②により算定した平均原料価格が⑵①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3-1の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

 この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

 なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3-1の2⑵のとおりといたします。

 - イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

 調整単位料金（1立方メートル当たり）

 ＝基準単位料金＋0.　　円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

 - ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

 調整単位料金（1立方メートル当たり）

 ＝基準単位料金－0.　　円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

 （備　考）

 上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第　位以下の端数は、切捨て。

5-⑥-2　単位料金の調整（例【改定前】-2）

- ⑵　⑴の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ①　基準平均原料価格（トン当たり）　　，　　円
 - ②　平均原料価格（トン当たり）

 別表第3-1の2⑵に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が　　，　　円以上となった場合は、　　，　　円といたします。

 なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示し、又はホームページ等に掲載いたします。
 - ③　原料価格変動額

 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。
- （算　式）
 - イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
 - ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

5-⑥-3　単位料金の調整　（例【改定後】-1）

- **23. 単位料金の調整**
- （1）当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表第３－１の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。
 なお、調整単位料金の適用基準は、別表第３－１の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1 立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋**原料価格変動額／1,000／0.488**×（１＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1 立方メートル当たり）
＝基準単位料金－**原料価格変動額／1,000／0.488**×（１＋消費税率）

（備 考）①上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切 り捨て。
②上記イ、ロの算式中の **0.488** は基準産気率とし、1kgのプロパンを気化した場合に発生するガスの量が、**0.488** 立方メートルであることを示します。
（北海道・青森・岩手・秋田は0.476、沖縄は0.507）

5-⑥-4　単位料金の調整（例【改定後】-2）

- （2）(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとい たします。

① 基準原料価格（トン当たり）　　*89，670*円（＝料金算定の原料価格の前提となる円建てCP。仮置き）

② 月ごとの原料価格（トン当たり）

料金適用月ごとに、次の算式により原料価格を算定 いたします(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします)。なお、各月の原料価格は、当社の事業所等に1年間掲示いたします。

月ごとの原料価格 ＝前月中東輸入品積出価格（$／t）×前々月平均為替レート（円／$）

（備 考）中東輸入品積出価格（CP価格）は、サウジアラムコ社が通告するプロパンガスの月別協定販売価格をいい、毎月月末に公表されます。
平均為替レートは三菱UFJ銀行発表のTTSによります。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

- （算　式）
- イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

5-⑦ 保証金(例)

【改定前】

- 25. 保　証　金

- ⑷　当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額(⑶に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年＿＿＿パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

【改定後】

(4) 当社は、預かり期間経過後、又は９の規定により契約が消滅したときは、保証金（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。保証金には利息を付しません。

5-⑧ 料金の支払方法（例）

【改定前】

⑴ 料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、36⑴①及び②に規定する料金並びに口座振替、クレジットカード払い等による支払いが不能となっている料金は、払込み等の方法によりお支払いいただくこととし、当社が必要と認めた場合は、当社が伺わせる集金員にお支払いいただくことがあります。

【改定後】

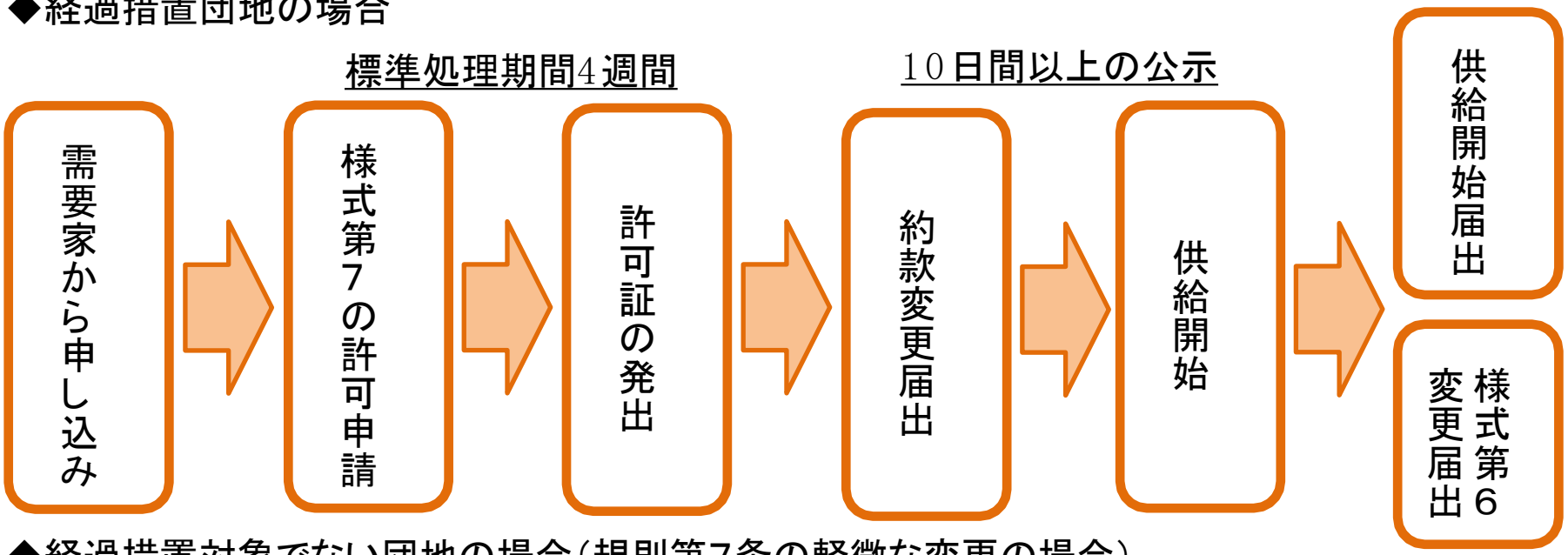
⑵ 料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込み**その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法により、**毎月お支払いいただきます。ただし、36⑴①及び②に規定する料金並びに口座振替、クレジットカード払い等による支払いが不能となっている料金は、払込み等の方法によりお支払いいただくこととし、当社が必要と認めた場合は、当社が伺わせる集金員にお支払いいただくことがあります。

6. 経過措置団地における供給地点増加申請手続き

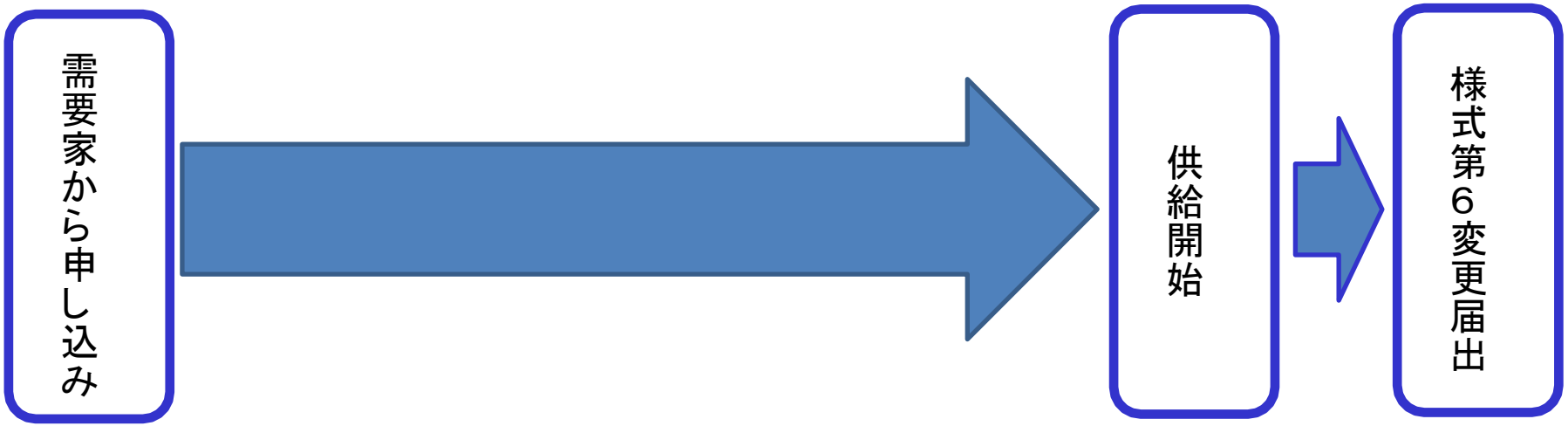
- 経過措置団地の供給地点の増加について、注意を受けている事業者がある。
- 経過措置団地での供給地点の増減には、申請許可が必要。
- 減少について、いつ申請するかは事業者が判断する余地があるが、増加については供給開始前に許可を受け、変更後の約款を掲示する期間が必要。

（参考）供給地点を増加する場合の手続きのイメージ

◆経過措置団地の場合



◆経過措置対象でない団地の場合（規則第7条の軽微な変更の場合）



家をつなぎ、街を創る
コミュニティーガス

ガス料金の**料金改定**はお進みですか？



解決

おまかせください！

当社では、長年コミュニティーガス事業に従事したスタッフが一連の対応をサポートします。



収支改善予測 → **料金算定** → **資料整備** → **周知資料作成**

※上限バンド廃止、CP/MBへの切り替え等の供給契約の変更もサポートします。

LPガス事業者様をデジタルサポート！

株式会社けんじゃのいし

〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅5丁目31-10
リンクス名駅ビル 6F

TEL IP電話 050-6877-5687　E-Mail hara@kenjya.co.jp　携帯 070-8406-2524　担当 原　秀幸

コージェネ財団 かわら版［スマートアクション］ 2024年3月 Vol.48

Smart Action

事例で知る
エネファーム
販売の知恵

2023年度
第６回業務委員会
資料№6-1

環境への価値を可視化し、エネファーム普及に導く「Jークレジット制度」活用モデル

脱炭素社会の実現に向け、国や地域、企業をあげてカーボンニュートラルへの取り組みが進められています。そのなかで注目度を増しているのが、省エネ・再エネなどの取り組みによる CO_2 等の排出削減量・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引可能にする「J–クレジット制度」です。ガス事業の領域においては、同制度と IoT を活用してエネファームの CO_2 排出実績を集約・可視化し、環境価値を創出していく動きが広がりつつあります。
今回、J–クレジット制度活用のモデルケースとして、独自にプロジェクトを立ち上げ利用会員を増やしている広島ガス様と、自治体（千葉県茂原市）の J–クレジット制度活用プロジェクトをサポートし企業価値向上を図る大多喜ガス様の２つの事例をご紹介します。



広島ガス株式会社
エネルギー事業部　営業計画部
マーケティンググループ主任
酒井 翔太さま



広島ガス株式会社
エネルギー事業部　営業計画部
計画グループ主任
池田 雄大さま

広島県内の 7市 4町においてガス事業を展開する広島ガス様では、2021年に「2050年 カーボンニュートラルへの取組」を公表。翌年 4月にカーボンニュートラル都市ガスの供給を開始し、2023年 4月から J–クレジット制度を活用したプロジェクトとして『一般住宅への家庭用燃料電池エネファーム導入促進によるCO_2削減事業』をスタートしています。
事業内容は、方法論「EN-S-007 コージェネレーションの導入」を活用して、エネファームによるCO_2削減実績を集約し J–クレジット化を図るというもの。その背景や仕組みについて、本事業のご担当者の酒井さま、池田さまが説明してくださいました。

カーボンニュートラル施策をガス事業者として推進

J–クレジット制度は、都市ガス燃焼により発生するCO_2を公的にオフセット可能にするクレジットです。プログラム型プロジェクトとして小規模な削減活動をとりまとめて申請し、承認を受けることで、削減量をクレジット化することが可能になります。制度活用の事例としてまず、自社でプロジェクトを立ち上げ運営されている広島ガス様の取り組みをご紹介しましょう。

エネファームを軸とする会員管理の仕組みづくり

酒井さまはカーボンニュートラル都市ガスなど環境系の業務、池田さまはエネファーム営業等の経験があり、お互いの得意分野を活かしてプロジェクトを牽引されています。
「プロジェクトの背景としては、これまでお客さまが実感しづらかったエネファームの環境性能を“見える化”することにより、商品価値を実感しやすくする狙いもありました。また、J–クレジット制度活用による環境価値の集積と運用ノウハウを習得することも重要と考えました。そこでまず、本事業による環境貢献活動を行う枠組みとして「広島ガス カーボン・リダクションチーム

(HGCR)」を設立し、エネファームを新設されたお客さまを対象として HGCR会員を募集しました。入会されたお客さまにはエネファームによるCO_2削減実績を譲渡していただき、対価として弊社の WEB会員サイト『MY HIROSHIMA GAS』で利用できる広ガスポイントを年間 1000ポイント付与させていただいています」(池田さま)。

会員募集は 2023年 4月に開始し、5月末に対象のお客さまへ DMを送付。未反応だったお客さまへ 8月に再度 DMを送付したうえ、コールセンターによる電話フォローを実施した結果、10月までに 200件(計画件数の 62%) を達成している状況とのこと。次年度以降も毎年 120〜140件の積み上げを見込んでおり、J-クレジット制度認証に向けた実績報告は 2024年 9月頃になると想定しているそうです。

まず自分たちで経験し、スキームを構築したい

一定の成果が見えつつあるプロジェクトですが、そもそもどのような経緯で立ち上げられたのでしょうか。推移と課題についてもうかがいました。

「豊田市さんがクレジット化の取り組みをされた記事を読んで興味を持ち、エネファームメーカーに話を聞いたことがきっかけになりました。当時、エネファームの補助金制度が終了して訴求ポイントが減少しているという相談を営業現場から受けていたこともあり、上司や池田と『環境価値の取り組みをやりたいですね』と話し合って一緒にプロジェクト化に動き始めました。自社主体のプロジェクトを選択した理由は、まず自分たちが経験して詳しくなっておきたいというのが第一。自分たちが経験して詳しくなっておくことで、今後の提案活動に生かすことができるからです。また、少しでも早く着手するには、自社で進めたほうがいいと考えました」(酒井さま)。

「プロジェクト計画書の作成と申請は、先行事例を参考にできたこともあってそこまで大変ではなく、どちらかというと社内の体制構築やルール調整などに時間がかかりました。営業担当者やグループ会社、案内業務を委託しているコールセンターへの説明会なども実施し、プロジェクトや作業の説明とともに私たちの思いもお伝えしてきたつもりですが、まだまだ課題はあります」(池田さま)。



DMの返信・入会率が示すお客さまの関心の高さ

お二人によれば、最初の課題の一つとなったのが、入会条件の複雑さでした。HGCR入会には「運営規約への同意」「エネファームと無線 LANルーターのインターネット接続」 「『MY HIROSHIMA GAS』への入会」という3つの条件が必要なため、お客さまにとっても営業担当者にとっても解りにくさがあったそうです。

「そこで、制度およびサービス内容をわかりやすく説明するパンフレットと、関連資料をパック化した入会セットを作成し展開しました。結果として、1回目の DMに対する返信・入会率は 30%以上を達成できました。通常 DMの返信率は約 16%なので、予想以上にお客さまの関心・環境意識が高いとも考えられます。副次的効果として、DMを発送したお客さまに絞っての集計だけでも10月末時点で新規の WEB会員入会が 45件、IoT接続 47件という成果が得られています」(酒井さま)。

環境価値を創り出す取り組みをさらに広げて

お二人は今後に向けて、どんなビジョンを描いておられるのでしょうか。プロジェクトへの思いをそれぞれ語っていただきました。

「今回の取り組みを開始してから、プロジェクトへの問合せをいただく中で顔見知りになった事業者の方も増えました。J-クレジット制度の活用が広がっていけば、エネファームの訴求力向上にもつながりますし、エネファーム本体価格が下がっていけば、エネファームのさらなる普及につながっていくと考えています」(池田さま)。

「いずれは業務用のコージェネでもプロジェクト化していきたいと考えています。ただ、大企業は削減効果をクレジット化ではなく自前の成果として報告したいはずなので、やるとすれば中小企業から。地域の家庭と企業を環境価値でつなぎ循環させる。サイクルの中で広島ガスが中心的役割を担っていきたいと考えています」(酒井さま)。

千産千消天然ガス
OTAKI GAS



大多喜ガス株式会社
取締役 地域営業部長
坂田 陽さま

地域のビジョン実現に向けたJ-クレジット制度活用を提案

J-クレジット制度の活用は、カーボンニュートラルに取り組む地方自治体にとっても見逃せないテーマとなってきています。そうした課題に行政と連携して向き合い、J-クレジット制度活用の地域プロジェクトをサポートしているのが、千葉県茂原市に拠点を置く大多喜ガス様です。同社は市内の一般ガス導管事業を担っており、2022年 4月には茂原市様と相互協力して地域脱炭素の実現をめざす連携協定を締結。地域に根ざしながらエネルギーと環境の課題に取り組んできました。そして同年 11月、茂原市様が市制 70周年式典で「茂原市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす施策が具体化。その一つとして、2023年 4月から、エネファームによって生み出された家庭のCO_2排出削減量を J-クレジット制度によって収益化し、地球温暖化対策に還元するプロジェクト（「茂原市様の一般住宅への家庭用燃料電池エネファームの導入促進によるCO_2削減事業」）がスタートしました。この取り組みを市に提案し、プロジェクトの構築と運営をサポートしてきた大多喜ガス様のキーマンの坂田取締役、楠井さま、行木さまに話をうかがいました。

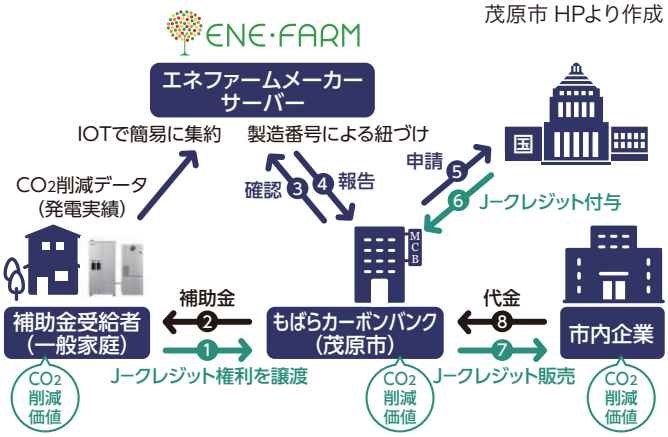
エネファームのCO_2削減効果をクレジット化し、環境価値に

「本プロジェクトは、茂原市様が設けているエネファーム補助金制度を主な入り口として、地球温暖化対策を推進するためのメンバーシップ制度として市が運営している「もばらカーボンバンク」へ入会いただき、エネファームによって各家庭で得られたCO_2削減量を譲り受けて集約し、J-クレジット化しようという取り組みです。個々の家庭で得られるエネファームのCO_2削減量は微々たるものでも、地域で集約して可視化することにより環境価値を生み出すことができる。さらに、申請して認められた J-クレジットを市内企業に販売していけば、カーボンニュートラルの地域循環を図ることも可能になる。そういう仕組みづくりをめざしています」（坂田さま）。

地域循環へのアプローチは、千葉県内で産出される天然ガスを千葉県内で消費する「千産千消」のガス供給を実現している大多喜ガス様の強みといえるかもしれません。今回のプロジェクトにおいては、市への提案と仕組みづくりのサポートをどのように展開され、どんな役割を担っているのでしょうか。

茂原市の一般住宅への家庭用燃料電池
エネファームの導入促進によるCO_2削減事業

茂原市 HPより作成



エネファームの拡販を担い、プロジェクトを支える

「前提として、連携協定によって茂原市様に対し提案しやすい環境が整ったことがまず大きかったと思います。そのタイミングでエネファームメーカーから豊田市様の J-クレジット制度活用の先行事例を紹介していただいたことが、提案のきっかけになりました。プロジェクトの主体は茂原市様です。プロジェクトのスキームを示すチャートに、大多喜ガスの社名は表立って出てきませんが、プロジェクトに参画することで、エネファームの拡販につなげています。エネファームからの IoTによるデータ収集はエネファームメーカーの役割。私たちは行政とエネファームメーカーとお客さまをつなぐことが役割です。補助金制度を活用した一定数の成約が見込めるだけでなく、エネファームは環境に良いという認識が地域に広まることで、よりエネファームの提案しやすくなることがメリットと考えています」（坂田さま）。



大多喜ガス株式会社
営業本部 地域営業部
成東サービスセンター所長 兼
エリア営業グループ
マネージャー
楠井 寧さま



大多喜ガス株式会社
営業本部 地域営業部
エリア営業グループ
行木 悠也さま

お客さまの反応はポジティブ、想定以上の入会状況に

エネファームの補助金制度については、茂原市様では従来から、千葉県様が出している補助額 10万円に市としての補助金を5万円上乗せするなど、近隣の市と比べても手厚い補助額でエネファームの普及を推進されてきたとのこと。さらに今回のプロジェクトでは、従来 20件だった補助金枠を 10件分増やし、30件分の予算を確保。本年度 30件分は 11月時点で終了しているそうです。一方で、「もばらカーボンバンク」入会に関して、ご利用者の反応がどうかは気になるところ。ポイント付与などのインセンティブがなくても、スムーズに受け入れられているのでしょうか。

「エネファームの補助金申請をする際、お客さまに書類を書いていただくときに「もばらカーボンバンク」のご説明をさせてもらっていますが、手続き自体が面倒なものではありませんし、むしろ『環境保護に貢献できるんですね』と、概ね好意的な反応を頂いています。実際、30件全ての利用者に「もばらカーボンバンク」へ入会いただくことができています。加えて、過去 2年間遡ってエネファームを設置されていた方にも入会を案内したところ、補助金のメリットがないにも関わらず約 6割にあたる 25件の方にご入会いただけました。結果、11月時点で会員数は計 55件に。J–クレジット制度の申請はCO_2削減量 100トン単位からになるので、茂原市様の規模では申請できるまでに 3年くらいかかると試算していましたが、想定を上回る成果が出ており、J–クレジット制度の申請時期が早まってくる可能性も見えてきています」(楠井さま)。

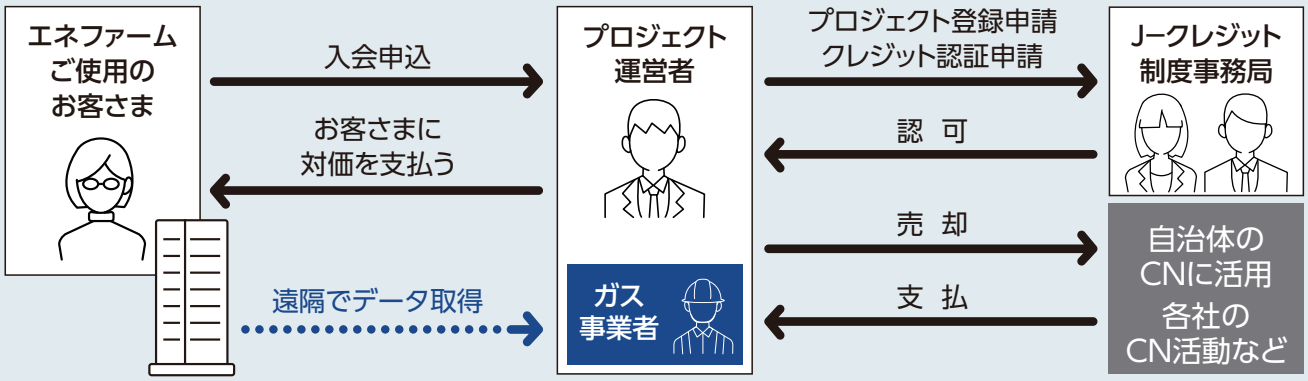
地域との連携をさらに広げ、価値創出への貢献をめざす

大多喜ガス様は、地域との連携をベースにした環境への取り組みをさらに広げており、2023年 11月には、大多喜町と「脱炭素のまちづくりに向けた取組の推進及び普及啓発に関すること」、「公共施設の脱炭素化、省エネルギー化に対する助言等の支援に関すること」など 8項目の分野において包括連携協定を締結されています。今後に向けた展望を語っていただきました。

「大多喜町様との協定も、茂原市様とのプロジェクトについて知りたいというオファーを受けて始まったもので、一つひとつの取り組みが線になってつながってきています。それぞれに新たなテーマや課題の違いなどもありますが、『三方良し』の施策をどのように広げていけるかを考え、地域の価値創出に貢献していきたいと思います」(行木さま)。

J–クレジット制度申請サポート機能について

エネファームが発電した「累積発電電力量」から、既定の計算方法に従い、CO_2削減量を算出することができます。パナソニック社では、AFC遠隔監視システムから「累積発電電力量」などのリストが一括ダウンロードでき、これに基づいて CO_2削減量の算出ができます。詳しくはパナソニック社の窓口にお問い合わせください。



※データ取得はガス事業者のみとなります。 ※J–クレジット制度への使用についてはお客さまの承諾が必要です。

コージェネ財団 一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター 燃料電池室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-4 アーバン虎ノ門ビル4階 TEL.03-3500-1612 FAX.03-3500-1613
https://www.ace.or.jp/fc/

○ 発行日 2024年3月1日
○ 発行者 一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター 燃料電池室
○ 制 作 東京ガスコミュニケーションズ株式会社

日本全国エネファーム
50万台突破!

停電時も
電気とお湯が
使える

CO_2 CO_2削減&
快適な暮らし

高騰する
光熱費を節約

高効率給湯器導入促進による
家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

エネファーム導入で補助金

いまなら **20万円/台**

前年
補助金額から
5万円/台
アップ

の**補助金**が活用できます。

電気温水器から切替の場合、さらに＋5万円/台の追加補助があります。

給湯省エネ2024事業ポイント

- 給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約30%を占める最大のエネルギー消費源。このため、給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効。
- 加えて、昨今、①再エネ拡大に伴う出力制御抑制や②寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

※詳細は裏面をご覧ください。

家庭用燃料電池
エネファーム

ENE·FARM
エネファーム



Panasonic



AISIN

給湯省エネ
2024事業

経済産業省 資源エネルギー庁

給湯省エネ2024事業のご案内

給湯省エネ2024事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

補助額

- **家庭用燃料電池エネファーム設置 ····· 18万円/台**
- **レジリエンス機能が強化された機種 ··· +2万円/台**

＞ 合計20万円/台

- 電気温水器撤去 ···· +5万円/台
- 蓄熱暖房機撤去 ··· +10万円/台

対象期間

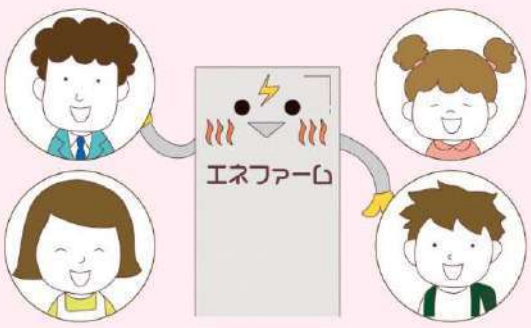
2023年11月2日以降に着工するもので、補助金予算上限に達するまで（遅くとも2024年12月31日まで）にお引渡しが完了し、交付申請を受けたもの。

注意事項

- **補助金対象にならない機器例**
 - ×中古品またはメーカー品質保証の対象外である機器
 - ×店舗兼住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器
 - ×倉庫、店舗等（住宅以外の用途）に設置する機器
 - ×従前より省エネ性能が下がる機器
 - ×補助事業に要する経費が補助額に満たない工事
 - ×リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付を給湯省エネ事業者に依頼する工事（いわゆる施主支給や材工分離による工事）
- **設置･撤去台数の上限**
 ①設置台数は、戸建住宅は1住戸に2台まで、共同住宅等は1住戸に1台までです。
 ②撤去台数は、電気温水器は①と同台数まで、蓄熱暖房機は2台までです。
- **他の補助金との併用**
 同一の高効率給湯器に対して、重複して国の他の補助制度から補助を受けることはできません。
 地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
- **財産処分の制限**
 6年間（法定耐用年数）は国または事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または破棄することができません。
- **関連書類の保管**
 本補助金の関連書類（本事業とその他を区分けし、収入や支出の内容を記載した帳簿･証憑類等）について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存が必要となります。
- **事務局が行う調査への協力**
 本補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査（住宅や事務所への立ち入りを含む）に協力する義務があります。

詳しくは「給湯省エネ2024事業」のWEBサイトをご覧ください。

WEBサイトURL **https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp**

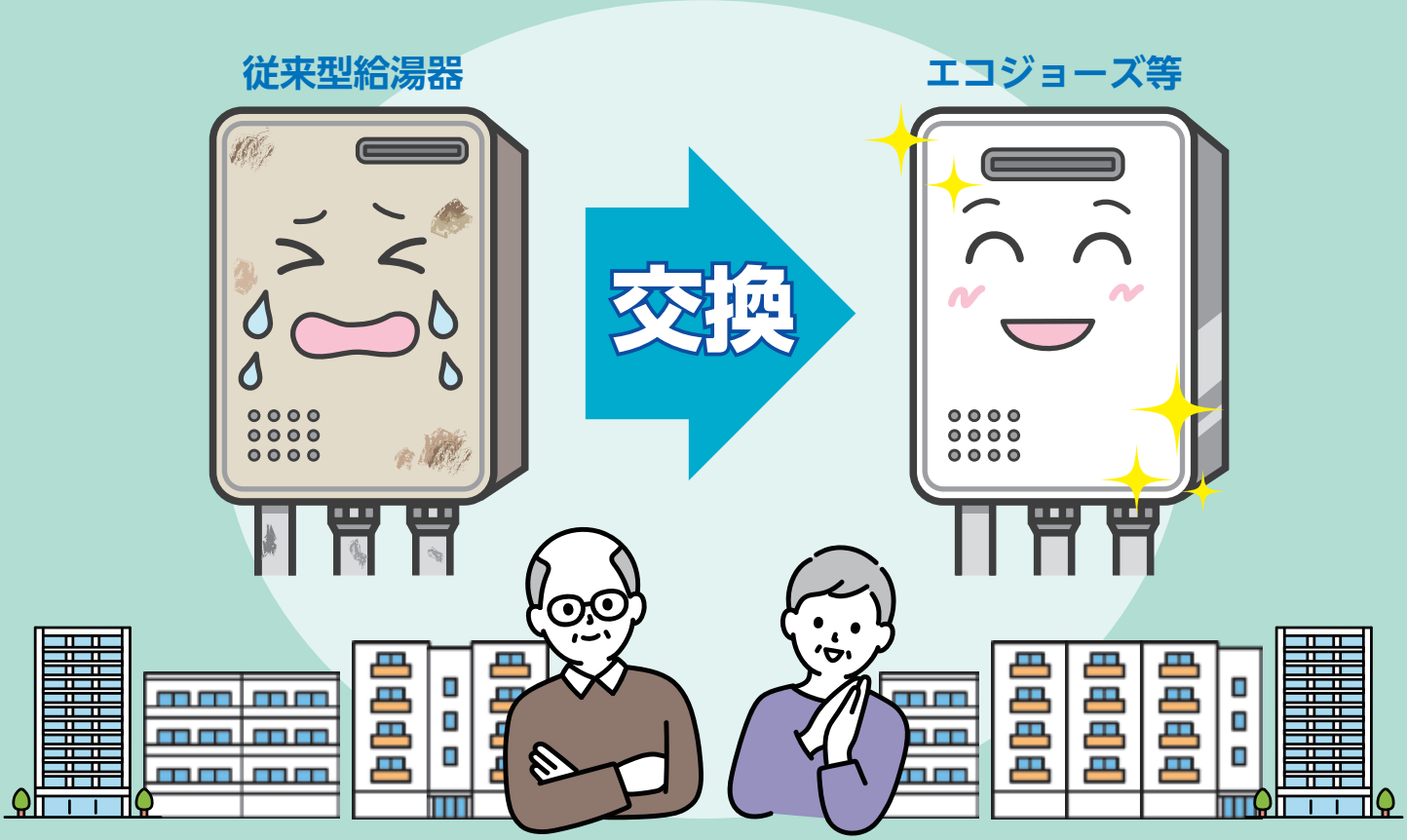


エネファームがある暮らしを動画で！

お問い合わせはこちらまで

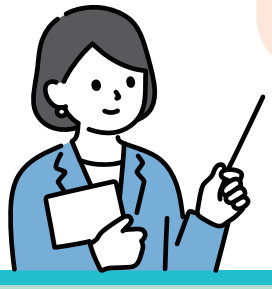
既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（令和５年度補正予算）のススメ

2023年度
第６回業務委員会
資料№6-3



既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（令和５年度補正予算）は、

家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の**省エネ型給湯器（エコジョーズ、エコフィール）**の導入支援を行うことにより、その普及拡大を図り、**「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」**の達成に寄与することを目的とする事業です。





注　意　事　項

①本事業の対象工事は、従来型給湯器からエコジョーズ等に交換する場合のみです。
②分譲住宅、新築住宅は対象外となります。
③本事業の対象機器を事前に確認ください。

補助金事業はコチラ→

一般財団法人 ベターリビング
より良き住まい　より良き住環境　より良き建築の実現

制度を活用して エコジョーズ、エコフィール化をするメリット！

①補助金を活用すれば導入費用が格安に！

16号　追い焚き機能なし給湯器※1　＜単身タイプ＞

従来型給湯器
材工費用合計
121,165円

エコジョーズ
材工費用合計
187,820円

→ 従来型給湯器との価格差 66,655円

導入補助金 50,000円

→ 従来型給湯器との価格差（補助金込み） **16,655円**

エコジョーズ化のメリット①

賃貸オーナー様の**負担を最小限**に

24号　追い焚き機能あり給湯器※2　＜ファミリータイプ＞

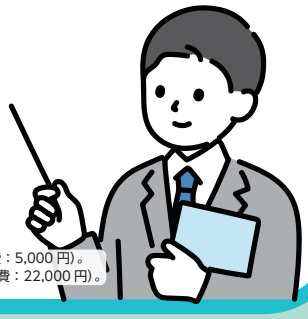
従来型給湯器
材工費用合計
260,535円

エコジョーズ
材工費用合計
347,195円

→ 従来型給湯器との価格差 86,660円

導入補助金 70,000円

→ 従来型給湯器との価格差（補助金込み） **16,660円**

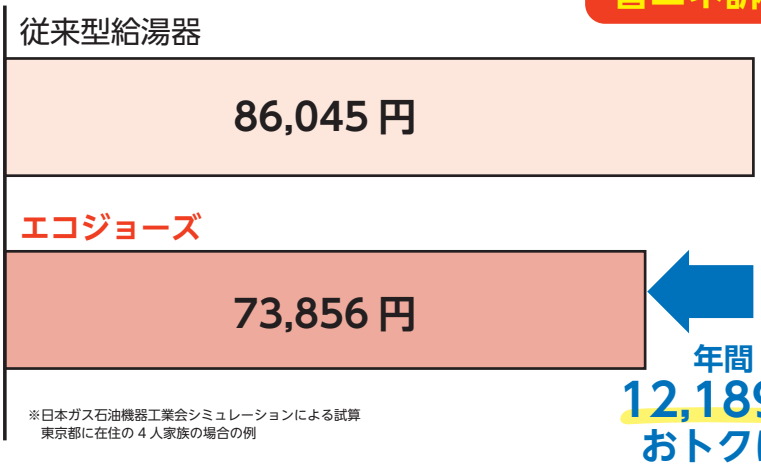


＜以下費用は日本ガス石油機器工業会の試算より＞
※1　従来型給湯器（本体：77,165円、標準工事費：44,000円）。エコジョーズ（本体125,620円、標準工事費：57,200円、ドレン工事費：5,000円）。
※2　従来型給湯器（本体：205,535円、標準工事費：55,000円）。エコジョーズ（本体250,195円、標準工事費：75,000円、ドレン工事費：22,000円）。

②光熱費がおトクに！

給湯に係る年間都市ガス＋電気代（円）※

入居者への**省エネ訴求**にも！



※日本ガス石油機器工業会シミュレーションによる試算
東京都に在住の4人家族の場合の例

エコジョーズ化のメリット②

年間 **12,189円** おトクに！



上記以外の条件を調べたい場合は日本ガス石油機器工業会ホームページ
「そこが知りたい!エコジョーズ」へ
https://www.jgka.or.jp/torikae_kounyuu/high_efficiency/eco/index.html

ガスで森をつくる。BLUE & GREEN PROJECT

ベターリビングとガス事業者・ガス機器メーカーはブルー & グリーンプロジェクトを推進しています。
このプロジェクトは、ベターリビングが BL 部品として認定するエコジョーズとエネファームの普及により、家庭からの CO_2 排出削減を図るとともに、植樹活動の支援を行う環境貢献活動です。
岩手県陸前高田市で高田松原の再生活動への支援などを続けています。

エコジョーズ取替ポイント　ベターリビング

2024年2月版